

非常変災発生等緊急時の対応について

1 臨時休校となる警報

①暴風警報 ②大雨警報 ③暴風雪警報 ④洪水警報
⑤暴風特別警報 ⑥大雨特別警報 ⑦暴風雪特別警報

2 前日に警報等の発表が明らかに予想される場合

教育委員会の判断のもと、警報の発表の有無に関係無く臨時休業とします。
※前日午後2時を目途に、ミマモルメによるメール、もしくは電話にて各家庭に連絡します。

3 登校前に上記の警報が発令された場合の対応

(1) 午前7時現在

尼崎市及び尼崎市を含む地域に
上記の警報が発令されている場合



『自宅待機』とします。

(2) 午前9時までに(9時ちょうどを含みます)

上記の警報が解除されたり、
注意報に変更された場合



・給食は実施しますので、登校後は
通常通りの授業を行います。
・解除された時点で、安全に注意し
て登校してください。

(3) 午前9時現在

上記の警報が継続している場合



『臨時休校』とします。

3 登校後に上記の警報が発令された場合の対応

上記の警報が発令された場合



状況を判断しながら、原則として教職員等が付き添って『地区別集団下校』をします。詳しくは、別紙「登校後の非常変災発生等緊急時の対応について」をご覧ください。

4 その他

- ※ 報道機関によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合があります。必ず、サンテレビ、NHK、気象庁ホームページなど複数の媒体で「尼崎市」が含まれているかご確認ください。
- ※ 豪雨や激しい落雷、インフルエンザ等伝染病、大地震、大火災などが発生した場合、適宜、臨時休校、集団下校、学校待機等の対応を行う場合もあります。
- ※ 急な下校をする場合がありますので、緊急時の帰宅場所、待ち合わせ場所等についてご家庭で話し合っておいてください。

見やすいところにはっておいてください!